

芦原新校における放課後の居場所づくりの方針

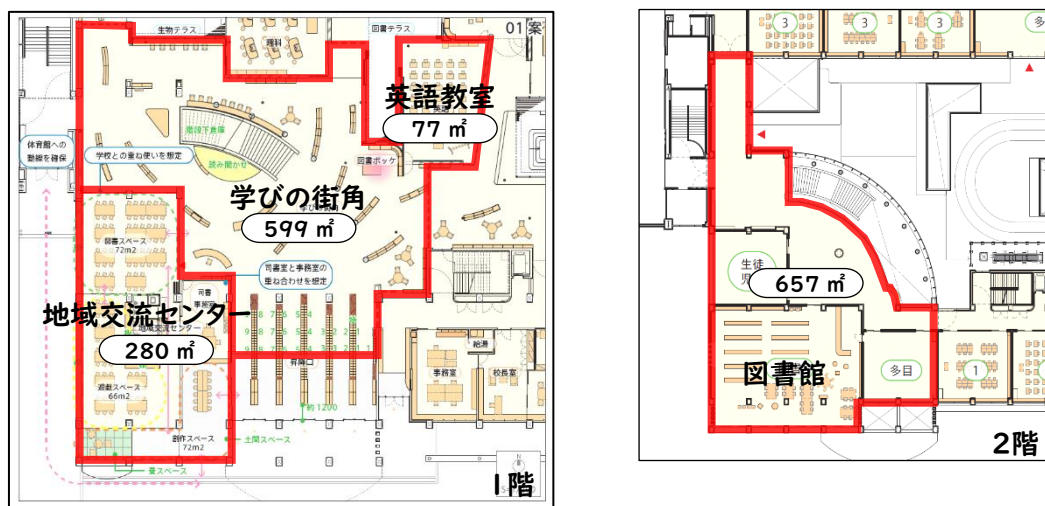
1 対象者

- ・ 芦原新校に通学する全ての児童・生徒

児童（１～６年生）	① 就労家庭（両親ともに就労、放課後家庭での保育に欠ける児童） ② 就労家庭以外（家庭での保育が可能な児童）
生徒（７～９年生）	③

2 対象施設

- ・ 地域交流センター
- ・ 学校校舎の一部（１階：学びの街角・英語教室、２階：図書館・多目的室、など）



3 運用の形態

- ・ こども家庭庁、文部科学省が連名で示している方針「放課後児童対策パッケージ」に基づいた運用を目指す。

施設	運用の形態	対象者
地域交流センター	児童クラブとしての運用（指導員による保育の実施）	①
学校校舎の一部	児童・生徒が放課後に滞在できる場所（居場所の提供）	①②③

- ・ 保護者の就労等により放課後保育に欠けるなど、真に居場所を必要としている家庭に確実な支援が行き届く体制を確保するため、**地域交流センターにおいて放課後児童健全育成事業（児童クラブ運用）を実施する。**
- ・ 保護者や兄弟の迎えを待つなど、放課後に居場所を必要とする児童のため**学校校舎内に滞在可能な居場所を確保する。**

放課後の居場所づくりを実施

4 今年度検討を進めていくこと

適正な料金設定と利用可能時間の設定

- ・利用者には受益者負担の原則による適正な費用負担を求め、真に必要とする世帯への適切な提供と、持続可能な運営体制の構築を目指す。

検討にあたっては、シミュレーションや利用者の意見徴取を行いながら、できるだけ多くの利用者が現状と比べて不利益を被らない設定を検討していく

5 その他

現施設の取扱について

- ・現施設（水明児童館、坂の上クラブ、ちくまキッズクラブ）については、芦原新校において全ての児童・生徒を対象とした居場所づくりを実施することから、開校後廃止とする。
- ・子どもセンターについては引き続き放課後の利用は可能。ただし利用のためのバスの運行（バスの発着所の設定）はなし。

小諸東中学校区について

- ・小諸東中学校区の施設（東児童館、美南ガ丘児童館、野岸クラブ）については、今後の学校再編の進捗に併せて検討をしていく。
- ・ただし、料金等、可能な部分については芦原新校開校に併せてできるだけ統一する。